

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 2 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県民課)</p> <p>第 5 条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(県民課)</p> <p>第 5 条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>苦情等に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p>
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること</u></p> <p>—</p> <p>(7) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行（少年課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。</u></p> <p>(9) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>
<p>(生活環境課)</p>	<p>(生活環境課)</p>

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 生活経済関係事犯の取締りに関すること。
- (6) 押売等防止条例（昭和32年岩手県条例第44号）の施行に関すること。
- (7)～(9) [略]

- (10) [略]
- (11) [略]

- (12) [略]
(交通規制課)

第21条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)・(2) [略]
- (3) 道路交通情報センターに関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
(課の内部組織)

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。
- (2) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関すること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。
- (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。
- (5) [略]
- (6) [略]

- (7)～(9) [略]
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）。

- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (14) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 生活経済関係事犯の取締りに関すること。
- (16) 押売等防止条例（昭和32年岩手県条例第44号）の施行に関すること。
- (17) [略]
(交通規制課)

第21条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)・(2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
(課の内部組織)

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
県民課	音楽隊 被害者支援室
[略]	

2 [略]

別表（第44条関係）

1・2 [略]

3 警備派出所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
花巻警察署	[略]	<u>花巻市葛</u>

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
県民課	音楽隊 被害者支援室 <u>警察安全相談室</u>
[略]	

2 [略]

別表（第44条関係）

1・2 [略]

3 警備派出所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
花巻警察署	[略]	<u>花巻市東宮野目</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。